

あきる野市いじめ問題対策連絡協議会規則（平成27年あきる野市教育委員会規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、あきる野市いじめ防止対策推進条例（平成27年あきる野市条例第15号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、あきる野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、教育長及び委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- （3） 警察署の職員
- （4） あきる野市立小中学校PTA連合会の代表者
- （5） あきる野市町内会・自治会連合会の代表者
- （6） 学校教育関係者
- （7） 教育委員会事務局の職員及び市職員
- （8） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（あきる野市いじめ問題対策実務者会議）

第6条 条例第12条第4項に規定するあきる野市いじめ問題対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）は、教育委員会が委嘱又は任命する実務担当者をもって組織する。

（庶務）

第7条 協議会及び実務者会議の庶務は、教育部指導室において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。